

# 令和2年10月1日から 一定年数・一定規模を超える危険度の高い屋外広告物 には有資格者による安全点検が義務づけられました

近年、屋外広告物による落下事故等が全国各地で起きています。このような事故を未然に防止するため、国土交通省のガイドラインに基づき、尾道市屋外広告物条例等を一部改正しました。

継続して屋外広告物を掲出する場合は、1年に1回の安全点検が必要ですが、令和2年10月1日から、一定年数・一定規模を超える危険度の高い屋外広告物については、有資格者による安全点検が義務づけられました。

**有資格者による安全点検の時期は、下の表（点検の報告時期は？）をご参照ください。**

次のどちらにも該当する場合は、有資格者による点検が必要です。

◎表示又は設置の日から**5年**を経過したもの

◎広告物自体の高さが**4m**又は表示面積が**10m<sup>2</sup>**を超えるもの

- ◆ 上記に該当しない屋外広告物については、点検者の資格は問いませんが、1年に1回の安全点検が義務づけられています。
- ◆ 規模の大小にかかわらず、更新許可申請の手続きは、これまでどおり、毎年必要です。

## 点検者の資格

とは？

- ・ 屋外広告士
  - ・ 建築士（一級・二級・木造）
  - ・ 電気工事士（第一種・第二種）
  - ・ 電気主任技術者（第一種・第二種・第三種）
  - ・ （公社）日本サイン協会及び（一社）日本屋外広告業団体連合会  
が実施する点検技能講習修了者
- 上記のいずれかの資格を持った者による安全点検を行ってください。

- ◆ 点検資格を持つ広告業者をお探しの場合は

広島県のホームページで「屋外広告業登録業者一覧表」を検索し、直接業者にお問い合わせください。

## 点検の 報告時期は？

**有資格者による安全点検の報告時期は次のとおりです。**

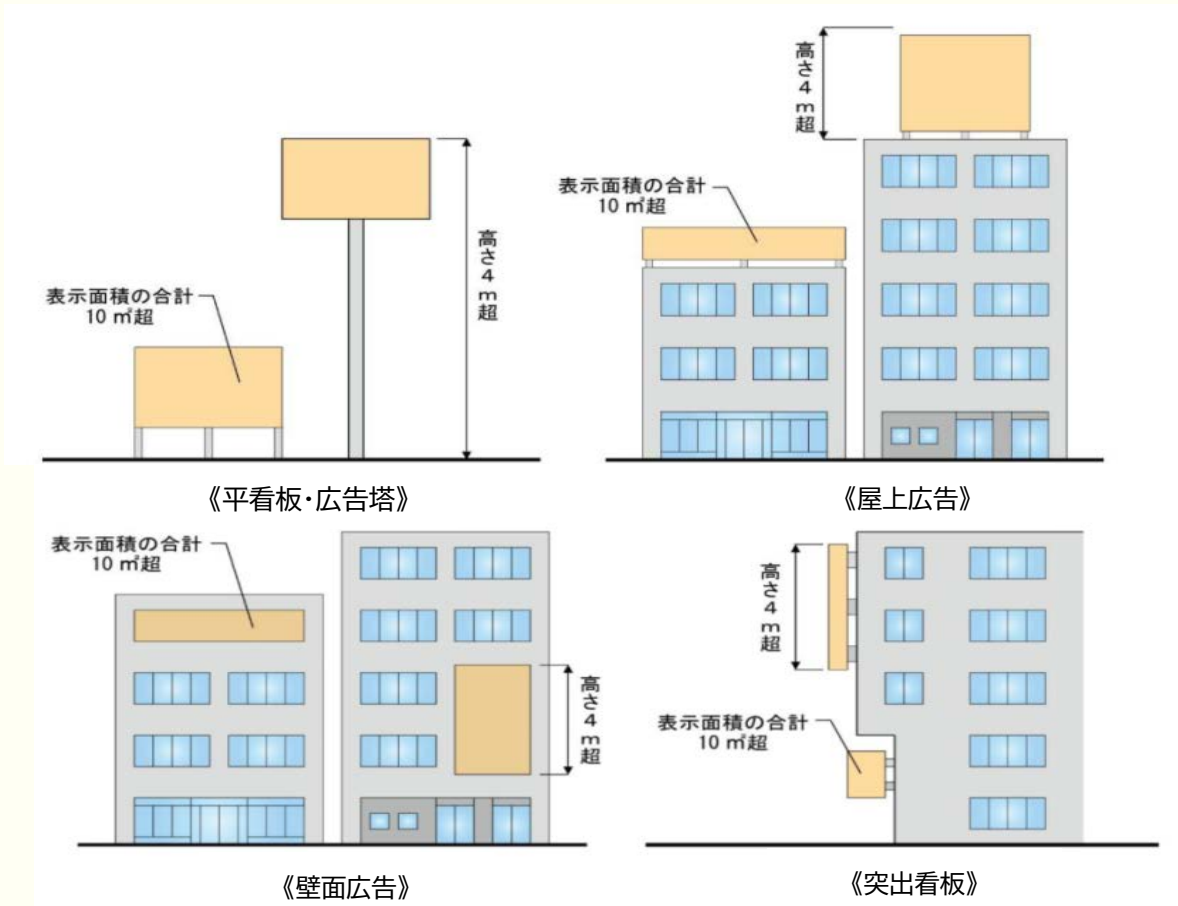
設置からの年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
1年に1回の安全点検	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○

注) ○印（点検者の資格は問わない）

●印（有資格者による点検が必要）

14年目以降も同様

## 《対象となる屋外広告物の例》



※直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表示するものは除きます。

## 《点検項目》

- ①基礎部のぐらつき、裂傷等
- ②支持部・取付部の変形、腐食、損傷等
- ③ボルト・ビス等のサビ、緩み、欠落等
- ④広告板面・文字等の破損、変形、変色、欠落及び枠組み部材の破損等
- ⑤照明等電気設備の取付け状態、異常等

詳しい制度の内容、安全点検報告書の様式等は尾道市のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

屋外広告物

検索

- 尾道市都市部まちづくり推進課 まちづくり推進係  
〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1 電話 0848-38-9223
- 因島総合支所施設管理課 監理係  
〒722-2392 尾道市因島土生町7-4 電話 0845-26-6202
- 瀬戸田支所しまおこし課 施設管理係  
〒722-2492 尾道市瀬戸田町鹿田原1-9 電話 0845-27-2213